

平成24年 3月21日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所
自主規制部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」への対応及び経済環境等を踏まえた上場制度の整備等について

2. 意見提出方法等

- (1) 提出期限：平成24年 4月11日（水）
- (2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail
- (3) 提出先

郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

FAXの場合：092-713-1540

E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL (092) 741-8231

「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」への対応及び経済環境等を踏まえた上場制度の整備等について

平成24年3月21日
証券会員制法人 福岡証券取引所

趣旨

本所は、昨年6月に公表された新興市場等の信頼回復・活性化策に係る協議会の「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に基づき、各項目について検討を行い、次のような趣旨から所要の制度整備を行うことといたします。

まず、本所の新興市場であるQ-Boardの位置づけ等については、平成12年の制度創設以来、地域経済の浮揚・発展に資するべく、九州周辺における成長の可能性を有する企業及び九州周辺において事業活動の拡大を目指す企業の新規公開（IPO）の場として、市場運営を行ってまいりました。

今般、Q-Boardの位置づけについて、成長可能性を有する企業を対象とし、その育成を支援する市場であることを改めて鮮明にする措置を講じるとともに、Q-Boardから本則市場への市場変更を容易にするための対応を行う一方、上場後に業績の低迷が続く企業を退出させる新たな上場廃止基準を新設することとします。

次に、上場審査プロセスの効率化のための取組み等として、標準審査期間の設定や引受会員からの書類提出時期の見直し及び引受審査内容の提供により、上場審査期間の短縮や新規上場申請者の事務負担等の軽減を図ることといたします。

併せて、近年の経済環境等を踏まえた上場審査の見直しを行うほか、国内の他の金融商品取引所に上場している株券の発行者（以下「他市場上場会社」という。）に係る上場制度の見直しを行うなど、その他所要の上場制度の整備を行います。

なお、本所は、今後におきましても、経済動向や市場環境など取り巻く環境の変化に応じて、上場制度の更なる整備に引き続き取り組んでいくとともに、本所市場の活性化により地域経済の更なる浮揚・発展に寄与していきたいと考えております。

概要

項目	内容	備考
1. Q-Board市場制度の整備等 (1) Q-Board市場の位置づけの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・本則市場からQ-Boardへの市場変更は、これを認めないこととします。 ・Q-Boardの上場会社は、成長の経過状況の把握に資するべく上場後3年を経過するごとに、事業の現状及び今後の事業展開等に関する事項を記載した書類を提出するものとします。 	<p>※有価証券上場規程の上場市場変更をQ-Boardから本則市場の場合だけに限定します。</p> <p>※成長可能性を有する企業を対象とし、その育成を支援する市場であることを鮮明する趣旨から、上場後において、Q-Board上場会社の事業計画の進捗状況や今後の事業展開等について、その内容の定</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 上場市場変更手続の見直し</p> <p>(3) 上場廃止基準の新設</p> <p>(4) 株主数に係る上場廃止基準の見直し</p>	<p>なお、子会社の異動や事業内容の変更など社容に上場時から大幅な変更が生じていると本所が認める場合は、当該変更内容について記載した書類を提出するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場市場の変更申請に係る提出書類の一部を省略することができることとします。 ・Q-B o a r d上場時から会社の事業内容、内部管理体制等に大きな変更がない場合の市場変更審査については、上場後の状況を中心に確認する手法へと変更します。 ・当該市場変更申請については、予備申請を可能とします。 ・4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負の場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローが正とならないときは、上場を廃止することとします。 ・Q-B o a r dの株主数に係る上場廃止基準について、100人未満となった場合とします。(猶予期間1年) 	<p>期的な報告を求めるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該書類については、新規作成負担に配慮して、上記の事項が判明する適宜の書類をもって提出することができることとします。 ・上場後3年経過した日以後最初に終了する事業年度の末日までに提出するものとします。 ・現在、Q-B o a r dに上場している会社については、施行日から起算して1年経過する日の属する事業年度の末日までに提出するものとします。 <p>※Q-B o a r dから本則市場への市場変更を容易にする趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置として、施行日において現にQ-B o a r dに上場している会社については、平成24年4月以後に開始する事業年度を1年目として取扱います。 ・現行は、50人未満(猶予期間1年)としています。
<p>2. 上場審査プロセスの効率化のための取組み等</p> <p>(1) 標準審査期間の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場申請が行われた場合の上場審査については、本則市場の場合は3か月以内、Q-B o a r dの場合は2か月以内に完了するよう努めるものとします。 	<p>※上場審査に要する期間について新規上場申請者の予見可能性を高める趣旨です。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 「推薦書」の提出時期の見直し</p> <p>(3) 引受審査内容の提供</p>	<p>・新規上場申請時に幹事会員に提出を求めている「推薦書」については、本所が上場を承認するまでに提出すれば足りものとします。</p> <p>・新規上場申請者の幹事会員は、公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面を本所に提出することとします。</p>	<p>※幹事会員の行う審査と並行して上場審査を行うことにより、審査期間の短縮を図る趣旨です。 なお、「Q-B o a r dへの新規上場申請者の成長可能性等に関する書面」についても同様とします。</p> <p>※上場審査において論点となり得る点をより早期に把握することにより、審査の実効性を向上させる趣旨です。</p>
<p>3. 経済環境等を踏まえた上場審査の見直し</p> <p>(1) 「企業の継続性及び収益性」の審査の見直し</p> <p>(2) 「利益の額」の基準の見直し</p> <p>(3) 「純資産の額」の基準の見直し</p> <p>(4) 上場会社監査事務所による監査義務</p>	<p>・「企業の継続性及び収益性」の審査のうち、損益及び収支の見通しに関する観点では、利益計画及び収支計画が合理的に策定されており、その計画において安定的に利益を計上することができる見込みがあることを確認することとします。</p> <p>・「利益の額」とは、経常利益をいうものとします。</p> <p>・上場時において3億円以上となる見込みがあれば足りるものとします。</p> <p>・新規上場申請者は、「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等について、上場会社監査事務</p>	<p>※現在は、上場前後の業績見通しが良好であることを要件としていますが、今後は上場後において安定的に利益を計上することができることが確認できれば上場可能とする趣旨です。</p> <p>※現在は、経常利益又は税引前当期純利益とのいずれか低い額としていますが、偶発的に発生した特別損失により基準を満たせなかった会社も実質審査の対象とできるように見直す趣旨です。</p> <p>※現在は、上場申請日の直前事業年度の末日の額を審査対象の額としていますが、今後は新規上場に伴う公募による調達見込額等を加算可能とする趣旨です。</p> <p>※財務諸表の信頼性向上のための対応です。 ・上場会社監査事務所とは、日本公認会計士協会の</p>

項 目	内 容	備 考
<p>付け</p> <p>(5) 上場申請の不受理要件の見直し</p> <p>(6) 非上場の親会社等を有する場合の新規上場申請時の提出書類の見直し</p> <p>(7) 新規上場申請前の合併等に関する提出書類の見直し</p> <p>(8) 外国会社の株主数に関する上場審査基準の見直し</p>	<p>所（日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）（本所が適当でないとする者を除く。）の監査を受けていることを要件とします。</p> <p>・新規上場申請者が解散会社となる合併等を予定している場合であっても、実質的な存続性が認められ、かつ、上場日以前に合併等が実施される見込みがあるときは上場申請を受理します。</p> <p>・親会社等が有価証券報告書に準じて作成した書面に代えて、「支配株主等に関する事項」及び「非上場の親会社等に関する決算情報」の内容を記載した書面の提出を求めるとします。</p> <p>・新規上場申請者が新規上場申請前に合併等を実施している場合に被合併会社の概要書等の提出を求める水準は、当該合併等が新規上場申請者の財務諸表等に与える影響が50%以上である場合とします。</p> <p>・外国会社が重複上場する際の株主数基準について、本邦内株主数に代え、全ての株主数を審査対象とします。</p>	<p>上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所をいいます。</p> <p>・Q-B o a r dの新規上場申請者についても同様とします。</p> <p>・上場会社についても、上場会社監査事務所（準登録されているものを含む。）の監査を受けることを義務付けます。</p> <p>※現在は実質的な存続性があっても存続会社でなければ上場申請を受け付けませんが、これが上場前の機動的な組織再編行為の阻害要因となっているとの指摘を踏まえ見直す趣旨です。</p> <p>・合併等の実施後の会社の株券が上場されることとなります。</p> <p>※非上場の親会社等に対して過度な負担を求めているとの指摘を踏まえ、上場後に求められる適時開示の内容と同一の書類を提出することで足りることとする趣旨です。</p> <p>・Q-B o a r dへの新規上場申請についても同様とします。</p> <p>※現在は新規上場申請者の財務諸表等に与える影響が20%以上である場合に提出を求めています。これが上場前の機動的な組織再編行為の阻害要因となっているとの指摘を踏まえ見直す趣旨です。</p> <p>※証券取引のボーダレス化の進展を踏まえ、外国会社の上場誘致を進める観点から、本邦内の株主数に限る現行の基準を見直す趣旨です。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>4. 他市場上場会社の 上場制度の整備</p> <p>(1) 上場申請手続き の見直し</p> <p>(2) 上場審査基準及 び上場審査の一部簡 略化</p> <p>(3) 上場手数料等の 見直し</p> <p>①上場審査料</p> <p>②上場手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請者が他市場上場会社である場合の提出書類について、本所が必要と認める書類を提出するものとします。 ・新規上場申請者が他市場上場会社である場合は、上場審査基準のうち、上場株式数及び株式の分布状況について、簡略化することができるものとします。 ・新規上場申請者が他市場上場会社である場合で、当該申請者の企業内容等の開示実績が良好であると認められるときは、その状況を勘案して、企業内容等の開示の適正性に関する審査を簡略化することができるものとします。 ・新規上場申請者が他市場上場会社である場合の上場審査料は、50万円とします。 ・新規上場手数料を次のとおりとします。 〔定額〕 100万円 〔定率〕 納入を要しないものとします。 	<p>※他市場上場会社の上場審査において、別途提出を求めている書類について、明確化するものです。</p> <p>※現行は、未公開会社の新規上場と同様の取扱いと同様にしていますが、上場会社である実績を踏まえて簡略化するものです。</p> <p>・現行は納入を免除しています。</p> <p>・現行は、〔定額〕300万円、〔定率〕投資単位調整後上場株式数1単位につき12円の合計額の半額を納入するものとしています。</p>
<p>5. その他</p> <p>(1) 上場手数料に係 る上限額の新設</p> <p>(2) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請者の申請した株券の上場がなされた場合、定率の上場手数料については、上限額を2,000万円とします。 ・公募及び第三者割当等に際して発行される新株式の上場手数料の上限額を新設し、6,000万円とします。 ・その他所要の改正を行うものとします。 	<p>※従来は上限額を設定しておらず、想定を超える多額の手数料が発生する可能性があるため、上限額を新設するものです。</p>

実施時期（予定）

- ・平成24年5月を目途として実施します。

以 上